

公益財団法人リタ市民アセット財団 2025 年度(第3期) 事業報告

(実施事業期間: 2026 年 1 月 22 日 ~ 2026 年 3 月 31 日)

1. 概説

一般財団法人リタ市民アセット財団が公益認定を受けたことに伴い、公益財団法人リタ市民アセット財団としての事業を 2026 年 1 月 22 日より開始した。

公益事業である地域未来創造アセット事業では、寿光院との契約に基づくサブリース契約による貸与・管理業務、及び管理委託契約による管理業務、2 件の相談・助言、企画開催を行った。

公益財団法人の認定に伴い、その運営に必要なガバナンス能力の向上に努めた。2026 年度も引き続き十分な運営能力の獲得を目指していく。

決算は、経常収益については団体からの受取寄付金を除くとほぼ予定通り推移した。また、公益財団法人の取得に伴い公益財団法人公益事業支援協会様より50万円の助成金を受けることができた。団体からのご寄付をどうお願いしていくかが今後の課題である。経常費用では、スタッフがご事情で業務を制限したため人件費が計画よりも少なく推移したこともあり、予算に対して経常費用の支出が少なく、予算よりも当期収益費用差額が増加する結果となった。

2. 公益目的事業

(1)地域未来創造アセット事業

1)不動産等の管理・貸与

宗教法人寿光院が所有する下記の土地/建物(アセット)について、寿光院と当財団との間で資産を公益のために利用するサブリース契約及び委託管理契約を締結し、またサブリース契約では当財団と公益活動を行う諸団体とが公益活動を実施するための不動産を利用する契約を結び、公益目的の貸与・管理業務を行った。

*サブリース契約による貸与・管理業務

① 松江の家(東京都江戸川区松江 1-11-13) ※財団の主たる事務所としても使用

現在、フードバンク、子どもの居場所、環境学習の場、地域の防災など、さまざまな公益活動が行われている旧個人住宅・通称「松江の家」について、既存の団体との連携を大切にしながら、安心して活動が出来るような物件管理を行った。

また、松江の家を活用している団体による自主運営会議「松江の家会議」を、隔月ペースで開催するとともに、「松江の家」を活動場所とした公益に資する企画を、下記のとおりその活用団体や地域住民とともに開催した。

*企画名、日時

3 月 8 日 「松江の家利用団体合同バザー」

※松江の家協議会主催、リタ市民アセット財団は後援

■活用している主な団体; 江戸川子どもおんぶず、NPO 法人足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ(足温ネット)、フードバンクおりなす江戸川、ちくちくや、ほっとストーリー、Little Garden つむぐ、江戸川遊ぼう会

② 小松川市民ファーム(東京都江戸川区東小松川 3-35-13-204)

複数の民間公益団体(詳細は下記参照)が共同で事務所及び活動場所として活用している江戸川区東小松川のマンションの一室、通称「小松川市民ファーム」について、既存の団体との連携を大切にしながら安心して活動が出来るような物件管理を行うとともに、公益的活動が行われる拠点として整備した。

■活用している主な団体; 市民外交センター、NPO 法人足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ、未来バンク、子ども文化 NPO 江戸川子ども劇場、一般社団法人子どもの声から始めよう、全国川ごみネットワーク、ジュマ・ネット、江戸川更生保護女性会、フードバンクおりなす江戸川、江戸川平和運動センター、親江会 など

* 管理委託契約による管理業務

① 「ほっと館」土地部分の管理 ※建物部分は NPO 法人が所有

『特定非営利活動法人ほっとコミュニティえどがわ』が運営する高齢者の共同住宅、コミュニティレストランを行っている「ほっと館」の土地部分の管理を行った。

② 「あみたハウス」の管理

障がい、者・児のグループホームを行う『特定非営利活動法人愛菜会』、及び就労移行支援事務を行う『特定非営利活動法人ことのはサポート』が活用している、木造住宅 2 棟からなる「あみたハウス(寿館・光館)」の管理を行った。

③ 「CASA ことのは East」の管理

障がい者のグループホームを行う『特定非営利活動法人ことのはサポート』が運営する、軽量鉄骨造 2 階建の住宅「CASA ことのは East」の管理を行った。『特定非営利活動法人ことのはサポート』との契約は、団体解散に伴う事業譲渡により 3 月 31 日で解除した。

2026年度 4 月からは、事業継承を受けた『㈱ポシェット』が引き続き同グループホームを活用することとなり、契約を締結した。その公益性については別途2026年度中に判断する。

④ 「ばんびーの EST」の公益的施設貸与

放課後等デイサービスを行う『一般社団法人 地域福祉推進機構』が運営する、ニッケハイム船堀 101 号室(店舗)「ばんびーの EST」の管理を行った。

2) 相談、助言

公益活動に取り組む団体や個人への公益目的等のためのアセット活用や管理に関する相談、助言を下記のとおり行った。

① 千葉県山武郡大網白里市のアセットの公益活用の可能性

松江の家の活用団体である「足温ネット」の I 氏が所有する千葉県山武郡大網白里市のアセットの公益活用の可能性について、相談を行った。

② 地蔵講の相談

寿光院の近くの地蔵講について、場所を守っていた世話人より今後についての相談を受けた。財団がどのように関与することが可能か検討を行った。

3) 講座、セミナー等の開催

アセットの社会活用の手法やその活用団体における社会的事業等をテーマとして、下記の企画を行った。

①「積読読書会」

隔月で、松江の家において開催（2月）

(2) 助成事業

公益認定を取得した後に、2026年度以降に予定している助成事業のためのファンドレイズ等の準備を進めていくことを目指したが、時期尚早との判断で実施しなかった。

3. その他の事業

(1) 委託管理契約を締結した公益目的以外のアセットの管理事業

宗教法人寿光院が所有する、公益事業物件以外のアセットについて、現状把握、賃借人への連絡、活用方法の提案、将来の公益的活用の可能性調査等の管理業務を受託し遂行した。

(2) その他

1) 市民活動を行う団体等とのネットワーク構築

財団が設立されるまでに関係を持ってきた複数 NPO 団体や個人に対して、これからの市民による公益的の在り方を考えるための機会を、松江の家と小松川市民ファームでの会議等で持つことで、ネットワーク及びコモンズの形成を進めた。

2) 広報宣伝

公益財団法人の取得に応じたホームページのリニューアルをするとともに、イベントへの参加等、財団の存在、活動及びそれらの趣旨を HP で周知した。

3) プロジェクトへの参加、協力

トヨタ財団助成「コモンズの共有資産としての「アセット公益活用モデル」形成プロジェクトチーム」への参加協力を行った

4) 視察の受入れ、メディア掲載など

【視 察】

3月26日 生活クラブ生活協同組合・東京

4. 組織

(1) 評議員会、理事会の開催

【評議員会】

第6回評議員会 2026年3月19日 小松川市民ファーム、及びオンライン開催

出席評議員 5名中 5名 出席監事 2名中 2名

審議事項 1, 2026年度事業計画の承認

2, 2026年度予算の承認

3, 理事改選の承認

4, 定款修正(字句)の承認

【理事会】

第 7 回理事会 2026 年 3 月 10 日 小松川市民ファーム、及びオンライン開催

出席理事 8 名中 7 名 出席監事 2 名中 1 名

- 審議事項
- 1, 「CASA ことのは East」活用団体の選考
 - 2, 視察における謝金徴収の決定
 - 3, 2026 年度選考委員会設置の決定
 - 4, 謝金等支給規程の変更の決定
 - 5, 事業計画案の確認
 - 6, 理事, 監事及び評議員に対する報酬等の確認
 - 7, 理利益相反取引を伴う理事への業務委託の確認
 - 8, 予算案の確認
 - 9, 理事改選案の確認
 - 10, 定款修正(字句)の確認
 - 11, 評議員会へ招集の決定、議案上程の決定

第 8 回理事会 2026 年 3 月 30 日 みなし決議

同意理事 8 名中 8 名

異議を述べない監事 2 名中 2 名

- 審議事項
- 1, 資金調達及び設備投資の見込について
 - 2, 当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容

5, 2025 年度事業報告の附属明細書

2025 年度事業報告(第 3 期)には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書の記載事項である「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

以上